

## 令和7年度 島根県後期高齢者服薬情報通知業務 仕様書

- 1 業務名  
令和7年度 島根県後期高齢者服薬情報通知業務
- 2 履行期間  
契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 3 目的  
後期高齢者の服薬行動における課題や投薬内容における課題、潜在的なリスク（多剤や重複、相互作用、副作用等有害事象の発生等）を改善・解消し、服薬状況を適正な状態に保つことにより、健康の保持・増進を図る。
- 4 事業概要  
多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある対象者の一定期間の服薬状況を調査し、対象者をリスト化する。委託者と対象者リストを精査したうえで、薬局への相談を勧奨する通知文書を送付し、服薬行動の課題改善を図る。

### 【事業の主な流れ】

- (1) 受託者は多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある対象者の抽出について、専門知識を有する薬剤師の指示のもと、ポリファーマシーの概念を熟知した医師と薬剤師が監修を行った薬効（解剖治療化学分類法（ATCコード）情報を含む。）により下記項目ごとに行う。
  - (a) 傷病名禁忌  
医薬品添付文書記載の病状、特定健康診査の血液検査結果または併用薬の状況に対して投与すべきでない薬が投与されている場合等で、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まったりする可能性のある状態のこと。
  - (b) 併用禁忌  
同月内で2医療機関以上から医薬品添付文書記載の併用すべきでない飲み合わせが生じており、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まる可能性のある状態のこと。
  - (c) 重複（同一・同種同効）  
同月内で2医療機関以上から同じ成分の薬もしくは臨床上同時に服用すると過量投与となる可能性のある薬が投与されている状態のこと。
  - (d) 長期服用  
保険診療で漫然投与の制限がある薬剤が長期に渡って処方されていることが確認され、副作用、依存、残薬の調整等の確認が必要な状態のこと。
  - (e) 多剤  
同時期に6剤以上の処方があり、有害事象のリスクが増大している可能性のある事。  
多剤の剤数についてはリスクを鑑み双方の協議の上、決定する。
- (2) 受託者は対象者に対して、原則、次の書類で通知する。各種送付物の構成や記載内容については、双方の協議の上、決定する。
  - (a) 服薬状況のお知らせ（最大2,500通）  
医療従事者にとって服薬適正が促進できるよう、上記(1)の項目ごとに対象薬剤の記載をする。
  - (b) 案内文  
通知対象者が通知を受け取り、医療従事者に相談することを促す内容を記載。
- (3) 通知を受け取った対象者は内容を確認し上記(a)と(b)を調剤薬局に持参し、提示する。
- (4) 調剤薬局は、内容を確認し、通知対象者の状況に応じた適正服薬相談並びに指導を行う。
- (5) 受託者は、通知前後の電子レセプトデータを分析し、医療費削減効果額と有害事象ごとの改善率を算出するとともに、委託者へ事業実施報告を行う。

## 5 対象候補者

受託者は、(1)に該当する通知対象者を調査し、条件を確定させるための調査レポートと該当者一覧「以下、通知対象者選定リスト」を提出する。委託者は、パスリストや通知除外リスト「以下、通知除外リスト」を受託者に共有し、調査レポートをもとに双方協議の上通知対象者条件を確定し、通知除外リストを除外の上通知対象者を決定する。

### 【参考】「通知対象者選定リスト」作成条件

- (1) 基準月（令和7年3月）において、14日以上処方がある内服（内用）薬を6種類以上服用しているもしくは、4(1)(a)～(e)に該当しポリファーマシーの可能性のあるもの。
- (2) 内服（内用）薬の服薬については前月からの長期処方分も考慮している。
- (3) 基準月（令和7年3月）において、処方元医療機関（院内調剤を含む）が2機関以上である。
- (4) 傷病名禁忌、併用禁忌においては全身作用のある外用の薬剤禁忌も対象とする。

## 6 業務内容

### (1) データ分析、報告

- (a) 通知対象となる候補者を選定するため、レセプト・健診データ等から分析を行い、調査レポートを作成する。
- (b) 調査レポートを基に委託者が地域医師会や地域薬剤師会等へ通知内容、通知対象者等についての説明を実施する際には、円滑に事業が進められるように同席し説明するなどサポートを行うこと。

### (2) 送付物の作成

- (a) 「服薬状況のお知らせ」は、原則としてA3版両面1枚（2つ折り）で、両面カラー刷りで作成し、通し番号を印字すること。
- (b) 送付用封筒を作成すること。
- (c) ソーシャル・マーケティング手法等を活用し、通知対象者が薬局の相談につながるような視認性に訴える通知文書となるよう工夫すること。
- (d) 薬局での相談内容を把握するため、受託者は薬局記載用の指導報告返信ハガキを作成する。
- (e) 詳細については、双方協議の上、決定する。

### (3) 通知対象者情報の印字及び発送

- (a) 受託者は、5の「通知対象者選定リスト」及び「通知除外リスト」を基に、通知文書等に通知対象者情報を印字すること。
- (b) 発送日は、委託者と協議の上、確定する。発送方法は、日本郵便株式会社による郵送とし、その際の郵便料は、受託者の支払いとする。

### (4) コールセンター設置と問合せ内容一覧の作成

- (a) 受託者は対象者からの問い合わせに対してコールセンターを設置するものとする。設置期間は通知後翌々日以降から120日間とし、問い合わせ対応は土日祝日及び休日（年末年始等）を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。
- (b) 業務内容は、「服薬状況のお知らせ」の送付の趣旨説明及び本通知を薬局又は医療機関に持参していただき、相談につなげることを主とすること。  
通知対象者からの電話問合せ内容については、その対応結果をコールセンター問合せ内容一覧としてまとめて委託者に報告すること。

### (5) 薬局からの指導報告の取りまとめ・集計

- (a) 報告は返信ハガキとGoogle Formで委託者が受領することとし、受託者はその取りまとめを行う。なお、個人情報保護の観点から、返信ハガキには個人情報の記載欄を設けず、代わりに個人を識別するバーコードを掲載し、Google Formは「服薬状況のお知らせ」の通し番号で個人の情報との紐づけを行うこと。
- (b) 受託者は、上記(a)により取りまとめた指導報告結果を集計・分析し、報告書として委託者へ提供すること。

(6) 薬剤師会向け説明会の実施

受託者は、服薬情報通知の送付時期より前に、薬剤師会に属する薬剤師を対象とした説明会を開催すること。また、説明会に欠席した薬剤師向けとなるアーカイブ配信を行うこと。

(7) 医師及び薬剤師向け研修会の実施（令和7年度中実施予定）

本事業は高齢者の適正服薬を推進するにあたり、被保険者の受診行動の適正化と服薬リテラシー向上を図ることが目的のため、地域医療の医療従事者と一体となり事業を進める必要がある。そのため受託者は、島根県医師会に属する医師及び島根県薬剤師会に属する薬剤師に対して、服薬適正化に資する知識の向上や効果事例等の研修会をそれぞれに実施する。研修会の実施にあたって登壇する有識者は以下を必須事項とする。なお、選定にあたっては島根県医師会、島根県薬剤師会（以下、専門師会という。）と協議の上、決定する。

(a) 過去3年間に都道府県で地域の医療専門職向けに服薬適正化に資する知識の向上や効果事例の研修会実績があること

(b) 厚労省の高齢者の医薬品適正使用の指針に携わり高齢者医薬品適正使用検討会等の委員経験があること

(8) 事業効果検証報告書の作成

委託者より通知後のレセプト等データを受領し、通知対象の医療機関受診、服薬状況から事業効果を検証すること。

(9) 専門師会への事業報告

(8)の事業効果検証報告書をもって委託者が専門師会等へ報告を実施する際には、円滑に事業報告が進められるようにサポートを行うこと。

7 実施地域

島根県内 19 市町村

8 提供データ

(1) 被保険者マスタ（広域連合電算処理システム：JKA23M0010101\_KA23F034N）/ファイル形式:csv

(2) 通知除外リスト/ファイル形式：Excel

(3) 外字ファイル/ファイル形式：KAJO\_JIM.TTE

(4) レセプトデータ/ファイル形式：csv

・医科:21\_RECODEINFO\_MED.csv

・DPC :22\_RECODEINFO\_DPC.csv

・調剤:24\_RECODEINFO\_PHA.csv

(a) 有害事象情報付与・県内状況分析用

令和6年4月～令和7年3月診療分

(b) 効果測定用

令和7年4月～12月診療分（発送日により変更する可能性あり）

(c) ファイル形式

委託者は受託者にレセプトデータは別紙1のファイル構成にてデータ連携すること。

(5) 健診データ（令和6年度）

・FKAC171 特定健診結果等情報作成抽出（全健診結果情報（横展開））

・FKAC176 特定健診結果等情報作成抽出（後期高齢者問診情報）

9 成果品及び納品期限

事業効果検証報告書：Excel形式またはPowerPoint形式を格納した電子媒体

納品期限：令和8年3月31日まで

10 個人情報の保護

(1) 個人情報については、関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。

(2) 受注者は、本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用及び加工し、又は第三者

に開示若しくは漏洩してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

- (3) 本業務の実施にあたって、発注者から引き渡された提供データなどの関係資料及び媒体等については、本業務終了後速やかに、復元不可能な状態にしたうえで受注者の責任において確実に廃棄し、その旨を書面にて報告すること。
- (4) 本業務の実施に伴う制作物が、第三者の著作権等を侵害しないよう注意すること。また、第三者から制作物に関して著作権侵害等を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

#### 11 セキュリティ体制

データの受渡し方法等、作業場所のセキュリティ対策については、以下のとおりとすること。

- (1) 本業務に使用するデータは、パスワードを設定した上で、セキュリティ便を用いて受渡しすること。
- (2) データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。
- (3) 各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できるようにすること。
- (4) 私物の持込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (5) 受領したデータは、保管庫に入れて施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。
- (6) 受注者は ISMS 認証またはプライバシーマーク（P マーク）を取得していること。

#### 12 契約後のスケジュール

令和7年 5月下旬：提供データの受渡し  
令和7年 6月下旬：データアップ 調査レポート作成  
令和7年 7月上旬：対象者条件決定  
令和7年 7月下旬：送付対象者及び送付物の確定  
令和7年 8月中：送付物の印刷及び封入封緘  
令和7年 8月中：送付物の発送  
令和7年 9～10月：研修会の開催  
令和8年 3月下旬：事業効果検証報告書納品

#### 13 その他

- (1) 業務委託契約の締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (2) 委託者が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (3) 成果品納入後に実施する、通知対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果品に補正が必要な場合は遅滞なく当該補正を行うこと。
- (4) 本業務を行うために使用したデータについては、業務完了後、すみやかに破棄すること。
- (5) 業務の一部について、正当な事由により再委託を行うこととなった場合は、受託者は予定される再委託先について、再委託契約締結前に文書にて委託者へ申請し、委託者の承認を得ること。
- (6) 本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、双方が協議して決定すること。

## 別紙1 レセプトデータ ファイル構成について

- 1) レセプトデータは年度ごと、月ごと、保険者番号ごと、レセ電データで格納
- 2) フォルダ名称は、西暦にて請求年月ではなく診療年月で表記

トレセ電コード

ト202204（診療年月 6桁 “yyyymm”）※請求年月ではなく診療年月

ト123456（保険者番号 6桁）

ト21\_RECDEINFO\_MED.CSV

ト22\_RECDEINFO\_DPC.CSV

ト24\_RECDEINFO\_PHA.CSV

└23\_RECDEINFO\_DEN.CSV

ト223456（保険者番号 6桁）

ト21\_RECDEINFO\_MED.CSV

ト22\_RECDEINFO\_DPC.CSV

ト24\_RECDEINFO\_PHA.CSV

└23\_RECDEINFO\_DEN.CSV

### 【事前準備行為であることの承諾】

本件は、令和7年4月1日以降に契約する準備行為であることを御承諾のうえ、入札参加願います。